

双葉通信【第 228 回】(被災地に行くNo.21) “ふくしまの切り捨ては許さない”

2024 年 11 月 28 日 上田 勉

裁判長「避難計画効果なし、立証せず」 女川原発差し止め控訴棄却

「東北電力女川原発 2 号機（宮城県女川町、石巻市）の重大事故を想定した避難計画に実効性がないとして、原発から半径 30 キロ圏内の住民 16 人が運転の差し止めを求めた訴訟の控訴審判決で仙台高裁は 11 月 27 日、住民側の控訴を棄却した。倉沢守春裁判長は「(住民側は) 重大事故が起きた際に避難計画が効果を発揮できない可能性があることを立証していない」と述べた。避難計画の不備のみを理由に運転の差し止めを求めた全国初の訴訟。2023 年 5 月の 1 審・仙台地裁判決は、住民側の訴えの前提となる事故発生の危険は抽象的などとして避難計画の実効性について言及しないまま、請求を退けた。住民側は「門前払いだ」として控訴していた。控訴審も 1 審と同様、実効性が争点となった。周辺住民はあらかじめ決められた経路で移動し、途中の検査所で被ばく状況を調べて 30 キロ圏外の避難先に向かうとする避難計画について、住民側は大規模渋滞が発生するなどし、「被ばくのリスクによる人格権侵害の危険がある」と主張した。

判決で倉沢裁判長は、実効性を判断する前提として、放射性物質の異常な放出が起きた際に「避難計画では防護の効果を上げることができない、具体的な蓋然（がいぜん）性を明らかにすべきだ」と指摘。「原告は必要な立証をしていない」と退けた。

そのうえで避難計画の策定に当たって検査所の開設場所や避難に必要な車両の確保などが検討されず、内容に不備があるとする住民側の主張については「避難計画は発生した事態に応じて臨機応変に決定し、段階的に避難を実施することを想定している。(内容を) 判断する過程に過誤や欠落があったとはいえない」と結論づけた。

判決後、住民側の小野寺信一弁護士団長は「判断基準が間違っている。原告側が主張した証拠を無視した判決で残念だ」と述べ、上告について今後検討するとした。東北電力は「裁判所に当社の主張をご理解いただいた結果であると受け止めている」とコメントした。

女川原発は 11 年 3 月の東日本大震災で定期点検中だった 2 号機を含む全 3 基の運転を停止したが、原子力規制委員会の審査を通過した 2 号機については今年 10 月 29 日、被災地にある原発としては初めて再稼働した。12 月中の営業運転開始を目指している。【遠藤大志、百武信幸】（「毎日新聞デジタル」11 月 28 日）

「最高裁で敗訴し判例となった場合、他の裁判への悪影響が大きい」東北電力・女川原発差し止め訴訟 原告が最高裁への上告を断念

「女川原発 2 号機を巡り、住民が運転の差し止めを求めていた裁判で、11 月、仙台高裁で敗訴した原告側は、12 月 2 日、最高裁への上告を断念することを決めました。

この裁判は、女川原発が立地する宮城県石巻市の住民 16 人が、「原発事故が起きた際の避難計画には実効性がなく、住民が被ばくする恐れがある」などとして東北電力に対し、2 号機の運転差し止めを求めていたものです。

11 月 27 日の控訴審判決で仙台高裁は、「原告側は原発事故の具体的な危険性を立証して

いない」などとして原告の控訴を棄却していました。

これを受け原告側は、「最高裁で敗訴し判例となった場合、避難計画を争点とする他の裁判への悪影響が大きい」などとして、上告断念を決めました。」（「東北放送」12月2日）



東北電力女川原発2号機の運転差し止めを求めた訴訟で控訴が棄却され、「差し止め認めず！」などと書かれた紙を掲げる原告団の佐藤清吾副団長（左）ら＝仙台市青葉区で2024年11月27日午後2時半、百武信幸撮影



「最高裁で敗訴し判例となった場合、他の裁判への悪影響が大きい」東北電力・女川原発 差し止め訴訟 原告が最高裁への上告を断念© tbc 東北放送